平成２２年（フ）第１８８号
鹿児島県出水市五万石町738番地　土井アパート103号、前住所鹿児島県出水市高尾野町大久保2986番地１　東正明方
債務者　尾堂美彌子（旧姓藤岡）
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
沖縄県那覇市字国場1186番地５　さかりマンションＢ―302
債務者　城間　操子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３１号
沖縄県南城市玉城字親慶原164番地５
債務者　宮城　好美
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７６３号
仙台市青葉区錦ケ丘１丁目３番地の２　錦ケ丘セントラルハイツ918
債務者　小山美恵子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２７号
仙台市宮城野区福室６丁目19番12―702号
債務者　金子　宗利
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８３号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目７番１―1002号
債務者　遠藤とも子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
茨城県水戸市見川１丁目1216番地の45　アクティブＹ101号
債務者　柳原　理恵
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９７号
茨城県那珂市戸2710番地１
債務者　助川　　誠
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２２号
茨城県鉾田市鉾田2541番地
債務者　高田　勝英
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２９号
茨城県笠間市笠間1750番地３
債務者　関　　朋代（旧姓高村）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３６号
茨城県那珂郡東海村東海３丁目８番22号
債務者　平野　民子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３９号
茨城県笠間市笠間1590番地３
債務者　坂本　美幸（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５２号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡2388番地
債務者　今田　美希
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５６号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目７番９号内山コーポＢ棟201号
債務者　坂　　智樹
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
埼玉県秩父市黒谷1326番地１　上小川ハイツ301
債務者　浅見　美夫
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
埼玉県秩父市黒谷1326番地１　上小川ハイツ301
債務者　浅見　章子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
金沢市西念３丁目22番15号　ハウスエスニー103号室
債務者　盛本　幸子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　金沢地方裁判所